



平成 18 年 10 月 12 日

各 位

株式会社創通エージェンシー
代表取締役社長 湯浅 昭博
(コード番号 3711)
問い合わせ先 取締役管理グループマネージャー
出原 隆史
電話番号 03-3248-0311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、アニメーションを始めとするコンテンツの企画・制作を行い、著作権ビジネスを行う事業を中核としており、今後もこの分野における成長を目指しております。現在の社名である「エージェンシー(広告代理店)」業務の全売上高に占める割合は 20%程度に過ぎず、こうした当社の現状と社名とのギャップを解消し、経営戦略を社内・社外へ浸透させる目的から、商号を「株式会社創通」(英文表記: SOTSU CO., LTD.) と変更することを取締役会において決議し、現行定款を変更するものであります(変更案第 1 条)。また、商号変更に関しましては、附則により平成 19 年 4 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたしたいと存じます。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)等(以下これらを合わせて「会社法等」という)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 会社法等の施行時に定款の定めがあるものとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。
 - ・ 変更案第 4 条(機関)
当社に取締役会及び監査役を置く旨の規定を新設
 - ・ 変更案第 7 条(株券の発行)
株券を発行する旨の規定を新設
 - ・ 変更案第 9 条(株主名簿管理人)
名義書換代理人から株主名簿管理人へ名称の変更
 - ② 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の人数を明確にするため、所要の変更を行うものであります(変更案第 15 条)。
 - ③ インターネットの普及を考慮して、法令の定めるところに従い、株主総会参考書類等を

インターネットで開示することにより、株主の皆様に提供したものとみなされることから、情報開示の充実に資するよう、規定を新設するものであります（変更案第17条）。

④ 取締役会の機動的運営を図るため、書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります（変更案第24条第2項）。

⑤ 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設するものであります（変更案第28条第1項、変更案第33条第1項）。

また、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とし、優秀な人材を招聘し、経営の透明性及び健全性の確保をさらに推進できるよう、規定を新設するものであります（変更案第28条第2項、変更案第33条第2項）。

尚、変更案第28条(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑥ 取締役の監督機能の強化及び会計の透明性の向上を目的として、会計監査人を置くことができるよう、規定を新設する（変更案第4条）とともに、会計監査人の章を新設し、選任・任期に関する規定を新設するものであります（変更案第6章）。

⑦ 会社法等の施行に伴い、条文の加除及び移設に伴う条数の変更等を行うとともに、一部字句及び表現の整理等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(3) 株主の皆様の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせて事故等その他不測の事態に備え、予備的公告方法を定めるものであります（変更案第5条）。

2. 変更の内容

定款の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催

平成18年11月28日（火）

定款変更の効力発生日

平成18年11月28日（火）

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社創通エージェンシー</u>と称し、英文では、<u>SOTSU AGENCY CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社創通</u>と称し、英文では、<u>SOTSU CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数は156,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、156,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(基準日)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7条 当社は、<u>毎年8月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の</u> <u>手続、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第9条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) 第10条 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第11条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (条文省略)</p> <p>(議事録) 第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第16条 (条文省略) 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役社長1名、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役社長1名、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 (条文省略) 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり) 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議に<u>よって</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数) 第25条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第26条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(報酬) 第28条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により</u>定める。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第33条</u> 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(選任方法)</u> <u>第34条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(任期)</u> <u>第35条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(<u>営業年度及び決算期</u>) <u>第29条</u> 当社の<u>営業年度</u>は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とし、<u>営業年度末日</u>を<u>決算期</u>とする。</p>	<p>(<u>事業年度</u>) <u>第36条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</p>
<p>(<u>利益配当金</u>) <u>第30条</u> 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年8月31日の<u>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) <u>第37条</u> 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年8月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則</p> <p>第1条の規定は、平成19年4月1日に効力が生じる。なお、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</p>

以上